

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法45の2①、68の29①、旧措法45の3①、68の29①）

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
特別償却の種類	1	45条の2第1項(表号) 68条の29第1項(表号) 旧45条の3第1項(表号) 旧68条の29第1項(表号)	45条の2第1項(表号) 68条の29第1項(表号) 旧45条の3第1項(表号) 旧68条の29第1項(表号)	45条の2第1項(表号) 68条の29第1項(表号) 旧45条の3第1項(表号) 旧68条の29第1項(表号)	45条の2第1項(表号) 68条の29第1項(表号) 旧45条の3第1項(表号) 旧68条の29第1項(表号)
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 医療用機器等の種類等	3	( )	( )	( )	( )
医療用機器等の名称	4				
設置した病院等の名称	5				
取得等年月日	6	平・	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	平・
購入先	8				
取得価額	9	円	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{8、14、16又は20}{100}$	$\frac{8、14、16又は20}{100}$	$\frac{8、14、16又は20}{100}$	$\frac{8、14、16又は20}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	(表第1号イ該当) 医療用機器に該当する旨の事項	13			
	(表第1号ロ該当) 救急医療用機器に該当する旨の事項	14			
	救急病院等に該当する旨の事項	15			
	(表第1号ハ該当) 医療安全に資する機器に該当する旨の事項	16			
	(旧表第1号ロ該当) 看護業務省力化機器に該当する旨の事項	17			
(表第2号該当) 特定民間施設用機器に該当する旨の事項	18				

特別償却の付表（二十一） 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 特別償却の付表（二十一）の記載の仕方

1 この付表（二十一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2第1項《医療用機器等の特別償却》若しくは平成15年改正前の租税特別措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第45条の3第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の29第1項《医療用機器等の特別償却》若しくは平成15年旧措置法第68条の29第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、医療用機器等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第45条の2第1項の表若しくは第68条の29第1項の表（以下これらを「表」といいます。）の各号又は平成15年旧措置法第45条の3第1項の表若しくは第68条の29第1項の表（以下これらを「旧表」といいます。）の第1号口のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、適用する号及びイからハまでのいずれかを記載してください。

3 「事業の種類2」には、医療用機器等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「医療用機器等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、医療用機器等の種類、細目等を記載します。また、その医療用機器等が機械及び装置である場合には、( )内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「医療用機器等の名称4」には、例えば「レントゲン装置」、「特殊寝台」、「等速性関節可動域測定装置」等のように医療用機器等の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、医療用機器等の取得価額を記載します。

ただし、その医療用機器等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の医療用機器等にあつては、その区分に応じ、それぞれ次のものについては、この制度の適用は

ありませんので注意してください。

(1) 表の第1号イの医療用機器の1台又は1基の取得価額…500万円未満

(2) 表の第1号ロの救急医療用機器の1台又は1基の取得価額…2,700万円未満

7 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

(1) 表の第1号イの医療用機器 …「14」

(2) 表の第1号ロの救急医療用機器 …「20」

(3) 表の第1号ハの医療安全に資する機器 …「20」

(4) 旧表の第1号ロの看護業務省力化機器 …「16」

(5) 表の第2号の特定民間施設用機器 …「8」

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その医療用機器等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「医療用機器に該当する旨の事項13」には、その資産が医療用機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(2) 「救急医療用機器に該当する旨の事項14」には、その資産が租税特別措置法施行規則第20条の17第2項各号に掲げる資産であることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(3) 「救急病院等に該当する旨の事項15」には、例えば「平成○年○月○日 救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院の認定 第○号」等のように租税特別措置法施行規則第20条の17第1項に規定する認定等について、その年月日等を記載してください。

(4) 「医療安全に資する機器に該当する旨の事項16」には、その資産が租税特別措置法施行規則第20条の17第3項各号に掲げる資産であり、かつ、厚生労働大臣の定める基準を満たすものであること、又は同条第4項各号に掲げる資産であることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(5) 「看護業務省力化機器に該当する旨の事項17」には、その資産が平成15年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の17第1項に定める看護業務省力化機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(6) 「特定民間施設用機器に該当する旨の事項17」には、その資産が平成2年大蔵省告示第24号で指定された特定民間施設用機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。